



# 島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第47号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（青少年家庭課） 2

## 公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第43号）

## 1 規則の概要

婚姻によらないで母となった女子又は父となった男子に対する寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用についての所要の改正（別表第2関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第43号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考7(2)中「第17条第1項及び第31条の7第1項に規定する配偶者のない者で」を「第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又は同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条の規定により」に改め、同表中備考8を備考10とし、備考7の次に次のように加える。

8 扶養義務者が次のいずれかに該当するときは、その者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（同法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。以下同じ。）（徴収額の決定が1月1日から6月30日までの間に行われる場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第295条の規定により市町村民税が非課税となる額に相当する金額以下であるときは、市町村民税非課税世帯として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。(2)及び(3)において同じ。）をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である子を除く。）をいう。(3)において同じ。）を有するもの

(2) (1)に掲げる者のほか、婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

9 備考8の規定により寡婦又は寡夫としてみなされる者であつて、市町村民税非課税世帯として取り扱う者以外のものについては、備考1に規定する所得割の額を計算する場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考8(1)又は(3)に該当する者にあつては26万円を、備考8(2)に該当する者にあつては30万円を控除するものとし、備考2に規定する所得税の額を計算する場合は、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、備考8(1)又は(3)に該当する者にあつては27万円を、備考8(2)に該当する者にあつては35万円を控除するものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第2備考8及び備考9の規定は、平成30年7月1日以降に行う階層区分の認定（見直し又は変更を含む。）に

ついて適用する。